

# Q 多賀町 プレミアム付商品券 取扱店募集

多賀町では、10月から所得の少ない方・子育て世帯向けにプレミアム付商品券の販売を予定しています。

この販売に伴い、プレミアム付商品券の取扱店を募集します。  
募集資格や応募方法等については、「多賀町プレミアム付商品券取扱事業所募集要領」をご覧ください。

## 多賀町プレミアム付商品券の概要

- 1セット5,000円分の商品券を4,000円で販売（プレミアム分1,000円）
- 対象者1人につき、最大5セット（商品券25,000円分）まで購入できます。  
※対象者：令和元年度住民税非課税者、3歳未満児子育て世帯主
- 発行予定額：3,725万円（最大）
- 販売期間：令和元年10月1日～令和2年2月28日
- 使用期間：令和元年10月1日～令和2年3月31日



多賀町マスコットキャラクター  
「たがゆいちゃん」

## お問い合わせ・申請先

多賀町商工会

犬上郡多賀町多賀230-1

(電話) 0749-48-1811 (有線) 2-2040 (FAX) 0749-48-2188

## 発行者

多賀町

担当課 福祉保健課

犬上郡多賀町多賀221-1(多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」内)

(電話) 0749-48-8115 (有線) 2-2021

# 「多賀町プレミアム付商品券」取扱事業所募集要領

## 1. 目 的

多賀町では、消費税・地方消費税率引上げが所得の少ない方・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、10月に多賀町プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の販売を予定しています。

これに伴い、この商品券を使用できる町内の店舗・事業所（以下「取扱事業所」という。）を募集します。

## 2. 商品券の概要

### (1) 購入対象者

①令和元年度住民税非課税者

②3歳未満児子育て世帯主（平成28年4月2日～令和元年9月30日までの間に生まれた子が属する世帯の世帯主）

### (2) 商品券の額面・単位等

①商品券1枚あたりの額面 500円

②販売単位（1単位） 5,000円（500円券10枚1セット）

（1単位5,000円分の商品券を4,000円で販売）

③購入限度額 上記（1）①（令和元年度住民税非課税者）該当者

券面額 2万5千円（販売額2万円）

上記（1）②（3歳未満児子育て世帯主）該当者

券面額 2万5千円（販売額2万円）×3歳未満の子の数

④発行予定数・金額（最大） 7,450セット（74,500枚）・3,725万円

### (3) 商品券の使用できる事業所

多賀町が公募した取扱事業所の募集に応募し、特定事業者登録証明書の交付を受けた事業者

(4) 引換券交付申請期間（非課税者分） 令和元年8月上旬～11月29日（金）

(5) 商品券販売期間 令和元年10月1日（火）～令和2年2月28日（金）

(6) 販売場所 多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」・多賀町役場川相出張所

(7) 販売日時 月曜日～金曜日 9:00～16:30（祝日、年末年始を除く）

多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」のみ

〔 10月12日（土）・11月 9日（土） 9:00～12:00 〕  
〔 10月18日（金）・11月15日（金） 9:00～19:00 〕

(8) 使用期間 令和元年10月1日（火）～令和2年3月31日（火）

### (9) 商品券使用の厳守事項

①この商品券の使用期限は令和2年3月31日（火）までです。

②この商品券は、町内の「プレミアム付商品券」取扱事業所のみで使用することができます。

③この商品券は、現金と引換えることはできません。

④この商品券の使用時につき銭は支払われません。

⑤換金性の高いもの（他の商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード等）や、

たばこの購入、出資や債務の支払いには使用することができません。

⑥国・地方公共団体の支払い、医療保険や介護保険等の一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）には使用することができません。

⑦発行者印、番号の無いものは無効とします。

⑧この商品券の盗難・紛失または滅失等に対し、多賀町は責任を負いません。

⑨この商品券の複写等による偽造は犯罪となります。

### 3. 取扱事業所の応募資格

多賀町内において、一般消費者を対象として小売・飲食・サービス業などの事業を営み、且つ店舗・事業所を有する事業所とします。但し、次のいずれかに該当する事業所は対象外となります。

- (1) 商品券を使用できない商品・サービスのみを取扱う事業所
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条に規定する営業を行う事業所
- (3) 政治活動、宗教活動を主たる目的とする事業所
- (4) 暴力団対策法の規制を受ける事業所

### 4. 取扱事業所の登録方法

取扱事業所の登録を希望する者は、「多賀町プレミアム付商品券事業所登録申請書」に所定の事項を記入及び押印し、多賀町商工会に登録申請してください（FAXまたは郵送可）。

多賀町商工会が登録資格の確認を行った上、登録を行い「特定事業者登録証明書」を交付します。

複数の事業所がある場合は、事業所ごとに登録申請してください。

取扱事業所の登録料は、無料といたします。

### 5. 取扱事業所の登録申請期間

令和元年 8 月 30 日（金）までに登録申請の手続きが完了した事業所は、商品券購入希望者等へ配布する周知チラシ等に掲載します。

申請期間終了後も令和 2 年 2 月 28 日（金）まで登録申請を受け付けますが、申請期間を過ぎると、周知チラシには掲載されません（多賀町及び多賀町商工会の公式ウェブサイトのみ掲載）。

### 6. 取扱事業所の責務等

取扱事業所は、次に挙げる事項を遵守しなければなりません。

なお、多賀町又は多賀町商工会は、取扱事業所がこれらに反する行為があったと判断したときは、取扱事業所の資格を取り消すものとし、その責は負いません。

- (1) 取扱事業所であることが明確になるよう、多賀町商工会が作成・配付するポスターを商品券利用者の目につきやすい場所に掲示してください。
- (2) 商品券の額面以下での使用であってもつり銭を支払わないでください。
- (3) 商品券の使用ができない商品の売買、サービスの提供等の際は、商品券の受け取りを拒否してください。
- (4) 商品券は、受け取る前に問題がないか確認し、偽造防止ホログラムの有無や色合いが明らかに違うなど偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、

その事実を速やかに警察及び多賀町役場福祉保健課または多賀町商工会まで報告してください。

- (5) 商品券を受け取った時、他店での再使用を防止するため商品券裏面の店舗記入欄に商品券使用日と店舗名を必ず記入することとし、既に店舗記載欄に記入がある場合は、受け取りを拒否してください。
- (6) 商品券の交換および売買等を行なわないでください。使用期間中における商品の売買、サービスの提供等の取引に使用された商品券のみ換金可能とします。
- (7) 取扱事業所自らの事業上の取引（商品仕入、経費等の支払い）に使用しないでください。
- (8) 利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取扱事業所の責務となります。
- (9) 滋賀県暴力団排除条例および多賀町暴力団排除条例を遵守してください。

## 7. 商品券の換金

取引により商品券を受け取った取扱事業所が換金を行う方法は、次のとおりといたします。

### (1) 換金方法


- ①商品券の換金については、取扱事業所が多賀町商工会に換金請求し、多賀町商工会が換金額を取扱事業所の指定口座に振り込むことにより行います。
- ②取扱事業所は、多賀町商工会が設置する商品券引受窓口に「特定事業者登録証明書」及び使用済みの商品券を持参し、換金請求してください。その場で計数を行い、取扱事業所が「多賀町プレミアム付商品券換金請求書」に枚数及び金額を記載、代表者印を押印した上で、多賀町商工会に提出してください。但し、代表者印の持参がない場合は、後日提出いただきます。
- ③多賀町商工会は、取扱事業所からの商品券換金請求書の受付日に応じ、10日を締切日として、当月20日に取扱事業所が指定する口座への振込着金日として振込手続きを行います。10日の締切日が多賀町商工会の商品券引受窓口開設日でない場合、翌開設日を締切日とします。また、当月20日の振込着金日が金融機関の営業日でない場合、翌営業日を振込着金日とします。

### (2) 換金期間

換金申込は、令和元年11月1日（金）から令和2年4月10日（金）までの期間で、多賀町商工会の商品券引受窓口開設日の午前9時から午後5時までに行うものとします。期限を過ぎての換金には一切応じられません。

- (3) 換金手数料 取扱事業所の換金手数料は無料とします。

#### ■お問い合わせ・申請先

 多賀町商工会

〒522-0341 犬上郡多賀町多賀230-1

(電話) 0749-48-1811 (有線) 2-2040

(FAX) 0749-48-2188